事務所付近の地図

4		

Ⅰ (記入上の注意)

事務所付近の地図は、事務所の所在地を明記し、最寄りの交通機関・公共・公益施設等の位置を明示した概略図で、土地不案内の者でも事務所に着けるように作成すること。

備者 事務所の要件

- 1 独立した事務所であること。
- 2 建物の同一階を複数の法人又は個人が使用する場合には、出入り口が別にあり、他の法人又は個人が使用する部分を通行することなく、事務所に到達できること。

他の法人又は個人の使用部分との間に壁がない場合は、高さ 180cm 以上のパーテーション等固定の間仕切りがあり、相互に独立していること。

- 3 事務所として、居住用の建物を使用する場合は、以下の要件により認める場合がある。
 - (1) 自宅として使用している。一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合
 - イ 住宅の出入り口(玄関)以外に、事務所へ直接入れる専用の出入り口がある。
 - □ 事務所専用の出入り□がない場合、住宅の出入り□(玄関)から事務所まで、居住用の部屋、台所等を 通らずに到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。
 - ハほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - 二 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - (2) 居住用のマンションを、事務所としてのみ使用する場合
 - イ 事務所としてのみ使用し、居住している者がいない。
 - 口 内部が事務所としての形態を整えている。
 - ハマンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - (3) 居住用のマンションで、事務所と住居を兼ねる場合
 - イ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - 口ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - ハマンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - 二事務所部分と居住部分が明白に区別されている。
 - ホ 居住用の部屋、台所等を通行することなく、事務所に到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。
- ※ 上記2及び3(1), (3)に該当する場合は、「間取り図」を添付すること。

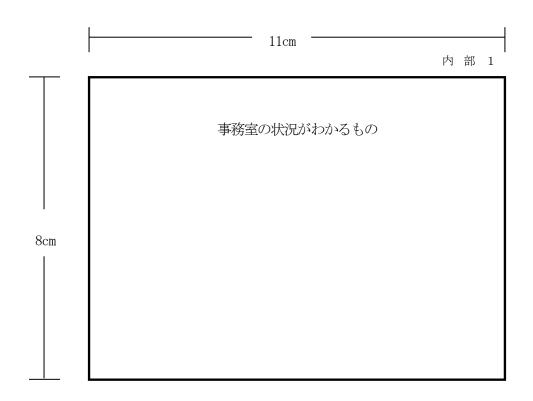
事務所の写真

	建物全体が写っているもの
	(注) ビル等の大きな建物については、なるべく遠くから映し、ビル等 の全体規模がわかるもの
8cm	

外部全景2

角度を変えて映したもの

事務所の写真



内 部 2

- ○新規免許申請の場合は角度を変えた事務室内部の写真
- ○更新免許申請の場合は業者票、報酬額表が写っているもの (業者票及び報酬額表は記載内容が確認できるもの)

- 新規、更新とも、事務所内部は電話、FAX、プリンター、パソコン等の設置状況が分かるように撮影すること。 (業務を行うための機能を備えていることを確認できるもの)
- •業者票、報酬網表は、掲載場所、記載事項が判読できるように撮影すること。
- ・必要なものが1枚に写りきらないときは、写真及び台紙を追加し、提出すること。

事務所の写真

	11cm ———————————————————————————————————
	ビル等の一部を使用している場合は事務所入口部分の写真
8cm	

その他

看板や表札などの商号・名称の表示の写真

- 「看板や表札などの商号・名称の表示の写真」は、文字が読み取れるように撮影すること。
- 新規免許申請で、看板や表札が未整備の場合は、暫定的に張り紙等で商号を表示すること。